

三世代

同居 近居



三世代同居・近居支援補助事業

◆ 主な要件 ◆

- ①「親世帯もしくは子世帯のどちらか」又は「両世帯」が市外から転入すること
※他市町村へ転出してから1年以内に転入の場合は対象外となります。
- ②同居もしくは近居(同小学校区もしくは直線距離で1km以内)を開始した世帯であること
- ③「転入日」と「住宅の引渡し日もしくは増改築・リフォームの完成日」の期間が1年以内であること ※仮住まいの場合は裏面参照
- ④孫が中学3年生までであること
- ⑤松阪市の市税の滞納がないこと
- ⑥三世代同居・近居の状態が1年以上継続すること

松阪市では、**市外から転入**し、新たに三世代(親世帯・子世帯・孫)の同居や近居を始める世帯に対し、住宅の取得(新築・購入)及び増改築・リフォームに係る費用の一部について、子育てを支援することを目的に補助金を支給しています。



◆ 補助上限額 ◆

同居 **30万円** 近居 **20万円**

◆ 補助金額 ◆

三世代同居・近居世帯の住環境を整備するための新築・購入費用や増改築・リフォームに要した費用(総額20万円以上であること)の2分の1の額又は上限額(同居30万円、近居20万円)のいずれか低い方の額を補助します。

◆ 手続き ◆

住宅の取得・増改築・リフォームが完成し、三世代の同居・近居を開始した日から**6か月以内**に、下記の申請窓口で補助金申請をしていただくことになります。

※詳しくは、裏面の手続きの流れをご覧ください。

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です

お問い合わせ先(申請窓口)

松阪市 こども局 こども未来課 こども手当・給付係
松阪市殿町1340番地1(市役所1階 ⑪)

TEL: **0598-53-4081**



同居・近居支援補助事業に関する手続きの流れ

① 住宅の取得・増改築・リフォーム完成

1年以内であること

※①と②は前後しても構いません。

② 三世代の同居・近居開始(住民票が異動されていること)

※仮住まい等で事前に転入される場合は、同居・近居までの期間が1年以内であること。

6か月以内であること

③ 松阪市役所こども未来課にて、下記必要書類を提出し申請する。

①. 三世代同居・近居支援補助金交付申請書兼実績報告兼請求書(様式第1号)

②. 誓約書(様式第2号)

③. 松阪市三世代同居・近居支援補助金交付調査書(様式第3号)

④. 市税等調査同意書(様式第4号)

窓口にご用意しています。

〈添付書類〉

☐ 補助対象経費の領収書の写し(住宅ローン利用で領収書がない分は金融機関発行の振込受付書等の控えの写し、もしくは業者に記入いただいた支払い証明書でも対応可能ですので事前にご相談ください)

☐ 子世帯の戸籍謄本(全部事項証明書)

☐ 建物の登記事項証明書の写し(土地の登記事項証明書は不要です)

【住宅取得の場合】

☐ 工事請負契約書又は売買契約書の写し

☐ 引渡し日が確認できる書類の写し(業者に記入いただいた引渡し書でも対応可能ですので事前にご相談ください)

【増改築・リフォームの場合】

☐ 増改築・リフォームの施工前及び施工後の状態が確認できる写真

☐ 補助対象経費の内訳が分かる書類の写し(見積書など)

☐ 完成日が確認できる書類の写し(業者に記入いただいた書類でも対応可能ですので事前にご相談ください)

【孫が出生後に三世代同居・近居をする予定の胎児である場合】

☐ 母子健康手帳の写し又は出産予定であることを確認できる書類の写し

※状況によって、他に必要書類を求める場合があります。

審査期間(通常約1か月)

④ 交付に関する決定通知書の発送

⑤ 三世代同居・近居支援補助金の支給

同 居	近 居
上限30万円	上限20万円

⑥ 1年後の同居・近居確認

1年後に同居・近居の状況に変更がないか確認させていただきます。

